

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第27号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年1月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県（産業交流部阿南）の平成29年11月のFAXの通信記録、料金（以下「請求①」という。）及び車両使用簿の〇〇の使用が分かるもの（以下「請求②」という）（産業交流部阿南）」の公文書公開請求を行った。

2 実施機関の決定

平成30年1月19日、実施機関は、請求①に対して「公開請求に係る公文書を保有していないため。」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年1月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和元年5月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を公開制限するのは可笑しい。県の枉法行為を確認した為。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

①弁明書において

条例第7条第2号該当性

当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、南部総合県民局産業交流部阿南庁舎（以下「産業交流部阿南」という。）において、平成29年11月における、FAXの通信記録及びFAX料金の記録したものと推測した。

産業交流部阿南では、このような書類は保有しておらず、また、保有すべき規定も存在しないため、本件処分を行った。

②口頭理由説明において

請求書に「〇〇の使用が分かるもの」と記載されていたため、〇〇が使用した車両の使用簿及びFAXの通信を行った記録等の関係文書であると特定した。

実施機関は通信会社からの請求書を毎月受領しており、それらには通信をいつ行ったかといった記録までは記載されていないが、各電話やFAX番号ごとの使用料金が記載されている。また、個別の番号における詳細な通信記録を取得するには通信会社との契約が別途必要であり、実施機関においてはそのような契約を行っていない。

請求①に係る対象期間中に〇〇がFAX通信を行った事実はない。通常、〇〇がFAXを使い業務を行うことはなく、他の部署とやり取りを行う場合には電話や電子メール、郵便が用いられる。

また、車両使用簿については、使用した者が誰か分かるよう使用簿に記載されており、特定の個人が使用した記録は存在するが、FAXは職員個別の担当番号が割り振られているわけでもなく、また、FAXの使用にあたって記録簿を作成することもないため、特定の職員が使用した記録は存在しない。そのため、仮にFAXを使用していたとしても、特定の職員の使用が分かる記録及びその通信に係る料金は存在しない。

このことから対象となる文書は実施機関には存在せず、文書不存在としている。

また、弁明書においては「11月におけるFAXの通信記録及びFAXの料金を記載した物」としているが、これらは文書の特定を特定の職員のFAXの通信を行った記録等であることを前提としていることからこのように記載したものであり、文書の特定を「11月の産業交流部阿南全体のFAX通信記録等」としたわけではない。

なお、請求の内容については別途、相手方との面談において「車両使用簿」のみならず「FAXの通信記録料」についても「〇〇の使用が分かる物」の公開を請求する趣旨であることを確認している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
---	---	---	---	---

令和元年5月24日	諮問
令和5年10月26日 第2部会（第5回）	審議
同 年11月30日 第2部会（第6回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
令和6年1月16日 第2部会（第7回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件請求の対象である請求①に関する公文書について、実施機関は産業交流部阿南において、平成29年11月に〇〇が行った、FAXの通信の記録及びFAXの通信記録の料金を記録したもの（以下「本件公文書」という。）と特定したが、本件公文書を保有していないため、不存在であると主張している。一方で審査請求人は、あるべき書類を公開制限するのは可ましいと主張している。

以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

公文書の作成の規定について確認したところ、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条に『原則として、意思決定に当たっては公文書を作成して行わなければならない。』と定められているが、実施機関が日常的に行う通信に関しては意思決定であるとまでは言えず、その記録を行う義務はない。

実施機関の口頭意見陳述によると、実施機関は通信会社からの請求書を毎月受領しており、各電話やFAX番号ごとの使用料金が記載されている。しかし、請求①に係る対象期間中に〇〇がFAX通信を行った事実はない。〇〇がFAXを使い業務を行うことはなく、他の部署とやり取りを行う場合には電話や電子メール、郵便が用いられるとのことである。

また、FAXは職員個別の担当番号が割り振られているわけでもなく、FAXの使用にあたって記録簿を作成することもないため、特定の職員が使用した記録は存在しない。そのため、仮にFAXを使用していたとしても、特定の職員の使用が分かる記録及びその通信に係る料金記録は存在しない。

以上を踏まえると、本件公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件処分の公文書の内容について、〇〇に関するものを対象としているが、本件処分に記載されている内容からそのような事柄は確認できない。

実施機関においては対象公文書の特定において遺漏がないよう請求者に対して情報提供、請求内容の確認、請求書の記載の補正を求めること等の対応を必要に応じてすべきであり、また、文書が特定できた場合には、公文書公開請求拒否決定通知書において、特定した文書の件名を記載すべきである。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	